



進路便り No.6



令和7年9月5日

徳島県立みなと高等学園
進路指導課

今回は、障がい福祉サービスの利用申請について説明します。3年生で卒業後、福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）の利用を考えている人は10月から、利用申請が始まりますので、よく読んでおいてください。

障がい福祉サービス利用申請について

対象者：今年度卒業予定の3年生で、障がい福祉サービスの利用を考えている人

（例）就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・共同生活援助（グループホーム）

申請期間：令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）

申請場所：居住している市町村の福祉課申請窓口

提出書類：支給申請書兼利用者負担減額・免除等申請書、世帯状況・収入等申告書、

マイナンバー確認書類（写し）、医療保険の被保険者証（写し）、障害者手帳（写し）

※現在受けているサービス等がある場合には、必要書類が変わります。

サービス利用までの流れ

随时	・進路相談	生徒・保護者 → 学校
随时	・希望事業所の見学・実習	生徒・保護者 → 障がい福祉サービス事業所
10/2～ 10/31	・申請	生徒・保護者 → 市町村窓口
役場より依 頼書到着	・サービス等利用計画案作成依頼	生徒・保護者 → 相談支援事業所
11月～ 12月頃	・聴き取り調査	市町村委託事業所 → 生徒・保護者
随时	・サービス等利用計画案提出	生徒・保護者 → 市町村窓口
3月下旬	・支給決定通知・受給者証交付	市町村 → 生徒・保護者
3月下旬	・サービス等利用（本）計画作成	相談支援事業所 → 生徒・保護者
4月	・契約・サービス利用開始	本人・保護者 → 障がい福祉サービス事業所

以上がサービス利用までの流れになります。この他にも、利用するサービス（就労継続支援A・B型事業所等）によっては、アセスメントが必要になります。時期や実施場所については、誕生日や居住地によって異なります。就労選択支援事業が10月1日から始まります。就労経験の無い方がB型を利用する際、B型が適切かどうか判断するため、就労選択支援を受けることになります。しかし、まだ各市町村も準備段階で実施が不透明なため、また詳細が分かり次第お知らせします。

事前の進路相談でよく打ち合わせをしておいてください。

大変煩雑な手続きになりますが、これらの手続きなしにはサービスを利用することはできません。保護者の方におかれましても、お忙しいとは思いますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。
ご不明な点がありましたら、担任または進路指導課までご相談ください。